

ID: 201

担当部署: 都市整備課

処分の概要	権利譲渡の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町道路占用料徴収条例施行規則 第4条第1項		
例規番号	平成17年規則第15号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (権利の譲渡及び承継)</p> <p>第4条 占用の許可を受けた者(以下「占有者」という。)が、占用の許可に基づく権利を他人に譲渡しようとするときは、その権利の譲渡を受けようとする者と連署をもって占用権譲渡申請書(様式第3号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可により権利の譲渡を受けた者は、占用の許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。</p> <p>3 相続によって占用許可に基づく占有者の権利義務を承継しようとする者は、遅滞なく、地位承継届(様式第4号)を町長に届出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日